



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 タ カ ノ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鷹 野 準
(コード番号：7885 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 大 原 明 夫
(TEL 0265-85-3150)

社外役員の独立性判断に関する基準の制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社外役員の独立性判断に関する基準を下記のとおり制定することにつき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

タカノ株式会社（以下、当社という）は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的なサービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループから多額の寄付（注5）を受けている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 当社グループの法定監査を行う監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者
7. 当社グループの主要な借入先（注6）である金融機関の業務執行者
8. 当社の主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
9. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
10. 上記2から9のいずれかに過去3年間に於いて該当していたもの
11. 上記1から9に該当する者が重要な者（注8）である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

注1 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるものおよび使用人をいう。

- 注2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
- 注3 「当社グループの主要な取引先」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
- 注4 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える額をいう。
- 注5 「多額の寄付」とは直近事業年度を含めた過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える額の寄付をいう。
- 注6 「主要な借入先」とは直近事業年度末における当社グループの借入残高が当社グループの連結総資産の3%を超える借入先をいう。
- 注7 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者という。
- 注8 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

以上